

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇！なくそう差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

年繁要求回答

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3915
18年12月21日(金)
・Fax 095-828-1953

30項目要求書しました
が毎年のことながら、誠意
ある回答とは言い難いもの
ばかりです。特に5番と9



年繁要求書の回答が12
月7日(金)ありました。
例年繁忙期に入ってから
回答となる為、今年の年繁
要求書は10月9日に提出
し、回答期限を10月31
日に設定しましたが、1カ
月遅れでやっと回答がきま
した。

おはようございます。
今年も2週間をきり、残
りわずかとなりました。お
歳暮繁忙はピークを過ぎま
したが、クリスマス過ぎま
では荷物増が続きます。
疲れが溜まると抵抗力が
なくなります。小学校など
ではインフルエンザが流行
ってきていますので、小さ
いお子さんがいる社員の方
は特に予防に努めましよう。

2018年繁要求項目と長崎中央局回答(抜粋) 要求項目については一部省略

- 2、1月1日は7時出勤だが、交通事情により困難な社員については指定しないこと。
会社) 午前7時出勤を基本と考えている。尚、通勤手段については例年通り社員各自の確保をお願いしているところである。
- 3、2に関して、通勤届による通勤経路では7時出勤が間に合わず、他の交通機関等で出勤した場合は実費を支払うこと。
会社) 給与規定に基づき適正に対応する。
- 5、12月31日(月)は例年より年賀状配達準備(把捉など)着手の時間が遅れ、前送などに支障が出ることも予想される。当日の局の年賀所処理計画を明らかにすること。
会社) 業務量に応じた適正な要員配置につとめ、確実な業務運行を確保していく。
- 9、年賀は年々、年明けに扱われる業務量が増加傾向にある。特に1月3日の業務量が増加している。年明け以降の要員配置を含めた対策を明らかにすること。
会社) 業務量に応じた適正な要員の配置に努める。
- 13、年繁期間中は、休息時間の拡大を図ること。また、『深夜勤』『調整勤務』での超過勤務発令は原則として発令しないこと。
会社) 勤務表に沿って休息を付与する。また、深夜勤調整勤務においても業務量に応じて時間外労働を命じる場合がある。
- 14、集配職場における道順組立の立ち作業は非効率であり、立ち作業を強制することなく安全で正確な作業を重視した方法を取ることに。
会社) 局舎狭隘のため立ち作業もありうるものである。
- 15、ゆうパック担当者に超勤が偏る。管理者の管理下の元、超勤の偏りがないようにすること。
会社) 超勤の偏りがないように配慮するが業務運行の確保のために必要な時間外労働は命じるものである。
- 16、ゆうパック担当者が休憩休息を取らずに仕事をしていることが多々ある。局として勤務時間管理について、どのように考えているか明らかにすること。
会社) 休憩時間の未取得はあってはならないものであり、これまでも適正に取得するよう指導しているところであるが引き続き適正な勤務時間管理を行っていく。尚、休憩時間については分散して取得するよう指導していくが社員就業規則において休憩時間は正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても繰り越されないと規定されているものである。

番の回答は会社の決まり文句で現場の声が全く届いていません。尚紙面では全ては載せることができないので抜粋して掲載し、地下の組合掲示板に要求項目と回答を掲示しています。こちらもご覧ください。

2月31日は例年より物増
さて5番の項目です。
が予想されますが、人員は退職等により、一昨年より少なくなっています。また昨年31日は日曜日で休配でしたが今年も月曜日のため2日分の郵便があります。また、1月3日は各班3名の増配置となつていますが(三集)本場にこの要員配置で年賀状の配達が完了

すると思っているのでは
うか?
今年初めての施策で1月1日と2日は全く年賀状の道順組み立てを行わず、3日の朝に2パスにかけられた郵便物(主に年賀状)が集配部に交付される予定です。



定です。現場からは、この要員配置ではまず終わらないと言っていますが、この声は届くのでしょうか?
尚、支部としては、会社の回答に対して回答になつていない項目もあるもので申し入れを行ってまいります。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-御手洗, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-山口, ゆうちよ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。